

福祉教育委員会記録

1 日 時 平成30年3月5日(月)
午前 9時58分 開会
午前11時28分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	永 易 英 寿	副委員長	篠 原 茂
委員	米 谷 和 之	委員	岩 本 和 強
委員	藤 田 豊 治	委員	佐々木 文 義
委員	山 本 健十郎		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・市長	寺 田 政 則		
・福祉部			
部 長	白 石 亘	総括次長(健康長寿戦略監)	加 藤 京 子
次長(子育て支援課長)	藤 田 憲 明	次長(地域福祉課長)	伊 達 忠 幸
介護福祉課長	木 俵 浩 毅	介護福祉課参事(地域包括 支援センター所長)	古 川 哲 久
国保課長	井 上 毅	生活福祉課長	山 中 悟
介護福祉課主幹	東 田 寿 重	保健センター所長	木 戸 貴 美 佳
国保課主幹	藤 縄 敏 子	国保課主幹	中 西 輝 宣
保健センター主幹	堀 尚 子		
・教育委員会事務局			
教育長	関 福 生	教育委員会事務局長	武 方 弘 行
総括次長(社会教育課長)	三 沢 清 人	次長(教育力向上戦略監)	榎 木 奨 悟
次長(スポーツ振興課長)	高 橋 利 光	次長(文化振興課長)	曾 我 部 み さ
学校教育課長	高 橋 正 弥	文化振興課参事	菅 春 二 聡
文化振興課主幹	桑 内 章 裕	社会教育課主幹	高 橋 聡

6 委員外議員

井谷幸恵議員

7 議会事務局職員出席者

議会事務局次長 原 正夫 議事課調査係長 神野 瑠美

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前9時58分

●永易委員長：〈開会あいさつ〉

○副市長：〈あいさつ〉

◎福祉部関係

□議案第10号 新居浜市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

○井上国保課課長：〈説明〉

〈質 疑〉

なし

〈討 論〉

なし

〈採 決〉

全会一致原案可決

□議案第11号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○井上国保課課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●岩本委員： 平等割と均等割について詳細な説明を聞きたい。

○井上国保課課長： 平等割及び均等割算定の該当部分は、基礎分としては、第10条第1項第2号及び第3号ア、後期高齢者支援金については、第11条の4第1項第2号及び第3号ア、介護納付金については第12条の4第1項第2号及び第3号の中で規定しており、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、それぞれ均等割及び平等割の算定において被保険者数、世帯者数の算定方法を見直すものである。今回の改正点については、これまで当該年度の4月1日における被保険者数、世帯数により国民

健康保険料の均等割、平等割の算定を行っていたが、この平成30年4月からは愛媛県へ納付する国民健康保険事業費納付金の費用等に充てるため、納付金の算定においては、過去3年間の被保険者数及び世帯数の伸び、減少等も勘案した中で推計することとなることに伴い改正をする。

●岩本委員：3年間の推移を勘案されるとのことであるが、そのほうがより正確性が増すということか。

○井上国保課課長：納付金算定に当たっては過去の推計に基づき算定することとなり、より実態に近い数字を見込んで翌年度の推計を出すことが可能となる。

●岩本委員：作業的には大きな負担はないのか。

○井上国保課課長：過去の数字を県に送付しており、県でデータを集めているため、県の算定システムの中で処理されるものである。基礎的な数字は算出して提出することになるが、作業的にはそう大きな負担ではない。

●岩本委員：均等割は県内全ての市で行っているのか。

○井上国保課課長：均等割、平等割は国の基準があるため、県内全ての市で行っており、他市と異なる部分は資産割があるかどうかの部分である。

●山本委員：なぜ県単位化をするのか、また県単位化によりどのように変わるのか。

○井上国保課課長：国保は、小規模保険者が多いということで、財政的に不安定になる。例えば医療費が多くかかる方がいた場合、国保の財政に影響を及ぼす。そういった中で、都道府県化により県内全体で支え合うことにより、規模の小さい市町村の保険財政、その他所得が低いところも含め、県内全体で財政の運営を担うことにより国保の安定化を狙うのが国が示している都道府県化の狙いである。財政的に不安定なところでは、これまで個々で運営している間は、最終決算までの間、医療費の財源をどうするかという不安があったが、都道府県化により医療給付費で医療費にかかる部分については県のほうで100%給付をすると変わったため、年度末に財源の不安がなくなったのが大きな財政的な安定の狙いである。ただ、県が全て負担するわけではなく、県内の20市町が給付に伴う必要な部分については、納付金という形で納めることとなる。最終的には20市町に給付にかかる費用は納付金として反映されるようになるが、単年度ごとに見ると医療費にかかる不安定な財源をどうするかということの不安がなくなることが財政的なメリットとしてある。

●山本委員：新居浜市はこのことによりどのように変わるか。

○井上国保課課長：新居浜市の場合は、先ほどの給付についても単年度でいえば100%県から給付されるため、年度末で財源が不足するから基金から繰り入れるとか、一般会計から繰り入れるなどの最終的な部分については必要なくなったということになる。ただ、保険料設定にあたっては、それぞれの市町村が判断することとなるため、その際には県から標準的な保険料率が示され、それを参考にして新居浜市としても保険料率を設定することとなる。県の標準的な保険料率が示されることにより県を参考にしながらであるため保険料率の目途が立てやすくなった。

●山本委員：見通しでは、新居浜市の保険料は値上がりするのかそれとも横ばいか。

○井上国保課課長：平成30年度の保険料率算定にあたり、県から示された納付金標準保険料率を参考に再計算した結果、9.11%の増加となり、新居浜市の基金、一般会計から繰り入れをしない状態で比較すると9.11%の増加ということになっている。平成30年度については一般会計から1億円の繰り入れを行うことにより、2%の増加に抑制することとしているが、国、県から示されていることとしては、一般会計からの法定外の繰り入れをせずに、国保運営をするということが示されているが、被保険者の保険料が値上がりすることによって負担増が激変化するところにも配慮するということが示されているため、平成30年度については2%の上昇ということにしているが平成31年度以後については平成30年度の国、県の動向、医療費の動向を見ながら判断していくこととなる。

●米谷委員：県単位化により、20市町の中にはメリットがあるところとデメリットを被るところがあると思うが、現時点で想定されている5年後、10年後の先行きはどのようになっているか。

○井上国保課課長：制度改正に伴う保険料の上昇については、平成28年度決算と比較しても新居浜市の場合にはあまり影響がないとなっていた。制度改正によって新居浜市が利益になる部分はない。ただ今まで基金、一般会計から繰り入れしていた部分が値上がりになる。これから先のデメリットの関係は、国のほうから激変緩和ということで、それぞれ予算措置等もされているが、平成30年度に入り、国、地方との協議の場において実際導入後の状況がどうなのかという動向も見ながら判断していくこともあるため今のところ平成31年度以後の具体的なデメリットについては現時点では不明である。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

□議案第12号 新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○井上国保課課長：<説明>

<質 疑>

●篠原委員：現在後期高齢者医療保険制度で住所地特例が適用されている方はいるのか。

○井上国保課課長：新居浜市から県外の病院へ入院等し、住所地特例の対象となっている方は25人である。

●篠原委員：国保の中で新居浜市の住所地特例の方はいるのか。またその内県外で医療機関に入院したり、施設に入ったりしている方は何人いるのか。

○井上国保課課長：現在新居浜の国保の被保険者の中で、住所地特例を受けている方は31人いる。その内県外の病院等へ入院している方は2名いる。

●篠原委員：施設に入っている方はいないか。

○井上国保課課長：病院に1人、障害者総合支援法に規定される医療センターに1人入所されている。

●岩本委員：転出したのに新居浜市の国保を他市で使用し、徴収不能になっていたことが結構あったが、現在は再発防止策を講じているのか。

○井上国保課課長：診療報酬の返還金についてだが、以前問題もあったため、今回債権管理をきちんと行う中で、市民課の窓口で転出手続きに来られた方については、国保加入者だった場合、市民課の手続きの途中で国保課の窓口での手続きをしてもらった後、市民課のほうで最終的に転出に必要な書類をお渡しする形にしているため、市役所の中で手続きされる方についてはこういった問題点を解決することはできている。ただ、郵便等で転出手続きをされる方もいるため、そういった方については最終的に返還金が発生するケースもあり、その後債権管理の対応をしている。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

口議案第13号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○木俵介護福祉課課長：<説明>

<質 疑>

なし

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

口議案第14号 新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○木俵介護福祉課課長：<説明>

<質 疑>

なし

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

口議案第15号 新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定に

ついて

○木俵介護福祉課課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●山本委員：県から市への移譲は国からの改正案か。また、事務的経費が増加すると想定される部分について、本会議で部長から定員管理で対応するというお答えがあったが考え方を伺いたい。

○木俵介護福祉課課長：平成26年度に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律ができ、その中に介護保険法の一部改正が含まれていた。その部分において、平成30年4月1日から居宅介護支援の指定に関しては、都道府県から市町村に権限を委譲するという規定があったため、この条例を制定することとなった次第である。権限が委譲されることによる事務量の増大とそれへの対応ということであるが、本会議で部長が答弁したとおり、基本的には事務経費、ほとんどが人件費になると思うが、その部分については定員管理の中で考えるということで増員の要望をしている。指定の権限ということであるが、新たに全てを指定し直すということではなく、更新の際、更新の手続きが全て市になるということと、指導の権限も一緒に移譲されるため、今現在市が指定している事業所については市が指導に回っているが、その件数が居宅介護支援事業者の分だけ増えるという考え方であり、基本的には人件費があれば賄えると考えている。

●山本委員：人員配置の見通しはどうか。

○木俵介護福祉課課長：人の配置については、定員管理の全体の中で考えてもらえるということであるため、最低でも1人は増員していただきたいと要望しているところである。

●岩本委員：県から権限移譲に伴う費用等への負担や補助はなにかあるのか。

○木俵介護福祉課課長：介護保険事業において人件費は市の持ち出しということになっている。愛媛県から権限が委譲されるということだが、基本的には国の定めた事業で、県が賄っていたものが市に移るだけであるため、市としては、基本的な事務経費については市の持ち出しになると考えている。

●岩本委員：県が居宅支援事業者に対し指導をしていたが、県と同じレベルで指導をしていくつもりか。

○木俵介護福祉課課長：基本的には県がしていたものと同じ形になる。ただ、事業所数も多いため、計画も立てながら次の更新までに指導に入るような形でスケジュールを組んでいくことになると考えている。

●岩本委員：指導自体は市のほうがより近くで分かっているため、利用者のためにもなると思う。どちらにしても人の問題が非常に気にはなる。

〈討 論〉

なし

〈採 決〉

全会一致原案可決

□議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○福祉部加藤総括次長：＜説明＞

＜質 疑＞

なし

*後刻一括採決

□議案第34号 平成29年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○加藤福祉部総括次長：＜説明＞

＜質 疑＞

なし

＜討 論＞

なし

＜採 決＞

全会一致原案可決

□議案第35号 平成29年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○加藤福祉部総括次長：＜説明＞

＜質 疑＞

●篠原委員：介護給付費の減額、地域事業費が増額という補正内容であるが介護サービスの利用が大幅に少なくなった要因、また今年度から始まった総合事業の見込みが多かったということなどをどのように分析しているか。

○木俣介護福祉課課長：今回の補正予算の減額分については、介護給付費については9億1,000万円ほどの減額になっている。介護保健事業の歳出の額で見ると、平成26年度が約130億円、平成27年度が約128億、平成28年度が約126億と給付費の減に伴って、歳出の総額も当然減っていったのだが、今回の補正予算後の額で見ると、約136億円ということで、給付費自体の比較で見ると、平成28年度が約120億円だったが、今回の補正で給付費としては122億5,000万円の予算を確保するという事になっている。減額幅は非常に大きい平成29年度の当初予算作成した時点で平成27年、平成28年と連続して介護給付費が減額するということまでの見込みが立っていなかったため少し多めの予算計上を行っていた。実際に平成29年度の推移を見てみると平成29年度についても平成28年度と同等の給付費くらいでいけるのではないかと見込みがたったため、今回減額したものである。理由としては、基本的には適正化の効果が出てきたことと、健康づくり事業の効果が少しずつ出てきているのではないかと考えている。総合事業については、見込みより少し多くはなっているが、基本的には増えるものという見込みを立てていたが、当初見込みよりもさらに大きく増えていったということで、これは総合事業に対する取り組みの成果ととらえている。

●山本委員：介護サービス等諸費について、何が大きな要因なのか教えていただきたい。

○木俵介護福祉課課長：介護サービス等諸費の中には介護給付にかかる介護サービスの部分、予防にかかる予防サービス、高額介護サービス費、負担限度額を超えた部分を市が負担する特定入所者の介護サービス費なども全部含まれているが、その中で一番大きいのは介護給付にかかる介護サービスである。この部分を7億6,000万円ほど減額する。高額介護サービス費については、少し制度改正等があったため、その分見込みより減額になるということで2,000万円ほど減額している。特定入所者介護サービス費についても1億3,000万円ほど減となり合計9億1,000万円の減となっている。介護サービス給付費については予算に対する減額ということであるので、当初の見込みが多かったのではないかと指摘されればそのとおりであるが、介護給付の部分で少し変動があれば、月額で3,000万円、6,000万円と動く数字であるため、見込みを立てていった上で、今後3か月の必要額を計算し、この程度は減額しても大丈夫であろうということ判断したものである。

●山本委員：今後もこのような形で続くとお考えか。

○木俵介護福祉課課長：今まで右肩上がりであった介護給付の部分が少し落ち着いて、若干下降気味に変動しているが、この効果がいつまで続くのかというのが最大の問題であると考えており、適正化による効果は最初の頃大きく表れて、そこから先は基本的に適正な状態が維持されることになるため、効果が続かないものである。今まで3年間かけて下降傾向であったが、今後これが続くと楽観はできないと考えている。予算の考え方としては、基本的には足りなくなって補正をしなくていいように、当初ではある程度余裕をもって見ておくのが鉄則であると考えているため、今回の7期の中でも将来予測を立てている。基本的には不足の無いようにしたいと考えている。

●岩本委員：これまで5%ずつ上昇していたのが、平成27年から適正化が図られた効果が出たのだと思う。例えば平成27年度の介護認定者数の見込みが8,800人くらいと見込んでいたものが7,900人になるとかそういう形で減っていくが、一度適正な状態になればそれはその時だけの減額で、課長が言われたように短期的なものである。介護予防について色々取り組みをされていることについて、実際に数字に表れにくいものとは思いますが、どのように検証されているのか。

○古川地域包括支援センター：介護予防の数字で検証できる効果についてだが、介護予防事業は3つの柱で取り組んでいる。1つは介護予防教室、1つはシルバーボランティア推進事業、もう1つが健康長寿地域拠点事業である。それぞれ特徴があるが、まず、介護予防教室については1回あたり30人程度の方を4圏域2校区ということで、人数としては年間240~250人程度。継続していく中で介護予防について知識の普及を図っていき、そこから人から人へということで新しい知識を広めていくものである。効果は直接的に見えないものではないということも人数規模からも分かるかと思う。シルバーボランティアの推進事業についても現在登録者が300人くらいというところで、これも推進を図っているが、その数的な効果がすぐに見えるわけではない。ただし、これらの事業もこの間、過去からの継続の部分があるため、現時点で効果がないというわけではない。最近短期的に急激に効果が出ているのが健康長寿地域拠点づくり事業、いわゆるPPK体操の普及による拠点での活動であるが、これが運動機能の回復の効果とともに、社会参加、通いの場としての効果の両方の効果が見込まれている。平成28年度に26カ所、現時点で54拠点が開設になっているが、おおよそ1,000人程度

の方が毎週これを続けられている。目指すところは120カ所、高齢者の1割の方の37,000人の方の参加である。現在、波及効果含め口コミで拠点が広がっているところで尻上がりに介護予防事業の効果が出ている。ベーシックな部分で介護予防教室、先鋭的な部分でPPK体操という組み合わせの中で地域への介護予防の普及を図っているところである。残念ながら今どのようにそれを測定できるのかというと、新年度事業の中でリハ職を活用した地域リハビリテーション活動支援事業というものを考えているところであるが、その中で効果の測定方法等も含めた多角的なお一人お一人の効果測定する事業を考えているところで、今現在財政上にどの程度影響を与えたのかという数字は持っていない。

●岩本委員：120カ所が目標ということであるが、地域拠点事業は事業所が委託を受けてするのか、自治会がされているのか。

○古川地域包括支援センター所長：拠点づくり事業120カ所については、厚生労働省が全国的にこの種のものを普及するにあたって、人口1万人あたり10カ所という標準的な目指すべき数字を示している。新居浜市の場合には120カ所ということになるため、120カ所それぞれ30人程度であれば高齢者の1割になるということである。元々その1万人あたり10カ所というのもそれくらいの開設数であれば、高齢者の1割程度というものを厚生労働省が示したものであると理解している。当面は120カ所で1割に到達するかどうかということを目指しながら、そこから先もより工夫しながら1割以上の方の参加を目指していきたいと考えている。広げ方については、どこに開設するのか、また指導は誰がするのかということであるが、どこに開設するのかについては新居浜市の拠点についてはPPK体操を中心として、それに地域の独自の活動を組み合わせて通いの場としていただくというもので、このPPK体操を開発するにあたって、地域での平成27年度のモデルの反省に立って、特定の指導者が苦勞しないようにDVD等をもって皆で共通のプログラムが手軽に実施できるようにと開発したものであるため、この投影機器、テレビやビデオなどの当初開設の交付を前提とし、現在のところ自治会館を中心に進めているところである。現在の開設については、自治会の申請による自治会館を活用した拠点ということで当初3年間の進め方である。それ以上に広げていく必要があるため、当初3年が自治会館を中心に進めていった上で、そこから先をどのように広げていくかは平成30年度に検討したいと考えている。指導については、今現在54カ所であるが、最初の1か月は毎週指導、1月指導、最後には半年後と指導のタイミングがあるため、54カ所も開設していると、毎週同時にそれだけ実施しているため、市だけでは無理であるため事業所の協力も得てやっている。

●篠原委員：PPK体操も継続ができるように。立ち上げはしたが、2年後は止めたなどということのないようにしてほしい。健康寿命延伸事業を私もまちづくりで行っているが、介護給付費が減額になったことが成果であると思う。市の取り組みが間違いなく減額につながっているのだという判断で他市に行ったときには発表させていただいている。

●岩本委員：3つの柱について、介護認定の非該当の方あるいは、軽度の方、もしくはその両方など、どの程度の方を対象とされているか。

○古川地域包括支援センター所長：以前は一次予防事業、二次予防事業という中で対象者の括りがあった。二

次予防の方はチェックリスト等で要支援、要介護になるリスクが高い方で、一次予防の方が活動的な方としていた。今現在括りはなくなって、介護予防・日常生活支援総合事業の中で、全体として介護予防事業を進めていくということになっているため、認定の有無にかかわらず介護予防事業の対象として進めている。

●米谷委員：給付費が減少しているということは、対象となっている人が減っているのかそれとも1人当たりにかかる額が減っているのか。

○木俵介護福祉課課長：第6期の時に平成29年度の認定者数は8,800人としていたが、実際は現在8,000人程度であり、3年前の見込みと比較すると1割少なくなっている。認定者の減については色々見方はあると思うが、健康づくりによって要介護認定に移行する方が減ったということが一つと、給付費については、より高い介護度の方にはより多くの給付費がかかるため、要介護度が1下がるだけでも大分違う。認定の適正化の部分についても当然反映はしていると思うため、複合的に重なって、この2年間給付費は若干減っているのではないかと思っている。今後のことについてであるが、事業計画の中でも謳っているが、総人口としては減り、65歳以上人口が平成30年度をピークに減って行くのだが、75歳以上人口についてはまだ右肩上がりが増えていく。75歳以上人口のピークは2028年であったと思うが、そこまでは増えていく。当然75歳以上の後期高齢者が増えると要介護認定になるリスクも高くなるため、今時点では微減で給付費が移行しているが、今後は予断を許さないのではないかと思っている。そのあたりも事業計画の中では推計をした上で保険料の設定や事業料の見込みは考えているので、破綻のないような事業の運営をしていきたいと考えている。

<討 論>

<採 決>

全会一致原案可決

□議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

○加藤福祉部総括次長：<説明>

<質 疑>

●篠原委員：障害者の就労支援施設の建設資金であると思うが、具体的な事業内容は。

○伊達福祉部次長（地域福祉課長）：この事業は、総務省が地域の資源と資金を活用して地域経済の好循環を拡大させるために、地域経済循環創造事業交付金を交付しているが、今回庁内各課からその関係機関に情報提供を行ったところ、障害者就労継続A型事業を行っている株式会社スマイルラボから障害者を雇用し、地域の障害者施設で栽培された農産物や、地域生産者と連携した地産地消型の飲食店経営を行うことで障害者雇用の促進及び地域コミュニティの活性化を図る目的で、食堂設置に関する建屋の建設及び厨房機器設備の申請があり、それに対して国の採択見込みがあるとの情報があつたことから、市も国と同額の補助を行うものである。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

◎教育委員会関係

□議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○三沢教育委員会総括次長：＜説明＞

＜質 疑＞

●岩本委員：美術品購入基金繰出金について、平成29年3月31日時点で約1億1,200万円あるが、具体的な購入予定や計画はあるのか。

○菅文化振興課参事：まず、平成27年3月に開館にあたり、真鍋博先生の作品等14件の購入を行った。今後においても地域ゆかりの方や、現在美術館の専門家等で構成している収集審査会があるが、そういったところで、新居浜市にふさわしいものをどのように揃えていくのかということを審議しながら計画的に、美術館の館蔵品について収集を図ってまいりたい。

＜討 論＞

なし

＜採 決＞

全会一致原案可決

閉会 午前11時28分

福祉教育委員会付託案件表

平成30年3月5日

○福祉部関係

議案第10号 新居浜市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳出	第3款 民生費	3・30
	第4款 衛生費	3・31

議案第34号 平成29年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 11~13・42~48

議案第35号 平成29年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 14~16・50~63

議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

第1表	歳入歳出予算補正中	
歳出	第3款 民生費	3・19
第2表	繰越明許費補正 追加	
	第3款 民生費	4

○教育委員会関係

議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表	歳入歳出予算補正中	
歳出	第10款 教育費	3・4・37~39
	（第6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 国民体育大会開催対策費を除く）	